

札幌市屋外広告物条例（平成 10 年条例第 43 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定により、景観保全型広告整備地区を指定し、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の表示及び設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）並びに広告物等の表示又は設置の許可の基準（以下「許可基準」という。）を定めたので、条例第 29 条第 4 号の規定により次のとおり告示し、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

1 景観保全型広告整備地区の名称

札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区

2 景観保全型広告整備地区の区域

前項の景観保全型広告整備地区の対象となる区域は、次に掲げるとおりとする。

ア 都市計画道路「大通」北側道路境界線及び見通し線、都市計画道路「北 5 条・手稲通」の道路中心線、都市計画道路「札幌駅前通」東西の道路境界線からそれぞれ外側に 30 メートルの線に囲まれた区域のうち、大通地区の区域を除いた区域

ただし、建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項に規定する建築物をいう。以下、この告示において同じ。）が前号に定める区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の敷地（建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）第 1 条第 1 項に規定する敷地をいう。）の全部について当該区域に属するものとする。

イ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 3 項に基づく、都市再生緊急整備地域を定める政令（平成 14 年 7 月 24 日政令第 257 号）により定められた「札幌駅・大通駅周辺」地域のうち、都市再生特別地区に指定された「北 3 西 4 地区」及び「北 2 西 4 地区」の区域（以下、「都市再生特別地区」という。）

3 基本方針

(1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出

ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。

イ 札幌駅と大通公園を結ぶメインストリートとして、広がりのある街路空間を創出し、歩行者にとって魅力ある街並みをつくるため、広告物等の設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する。

ウ 市民及び来訪者の交流街区として、案内誘導機能の充実を図るため、体系的な案内サインの配置に配慮する。

(2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出

ア 当該景観保全型広告整備地区内では、優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。

イ 広告物等を表示又は設置しようとする者は、その質的向上を目指して、専門家にデザインの評価を受けるなどの自主的取組みを行う。

4 許可基準

(1) 当該景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、次に掲げるもののほか、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。
イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。

ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

エ 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。

(2) 表示又は設置しようとする広告物等が条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する自家用広告物（以下「自家用広告物」という。）で、デザイン性が高く、地区景観の向上に寄与するものであると市長が認めるときは、別に定める場合に限り別表 1 に掲げる許可基準を適用しない。

(3) 社会情勢や地区を取り巻く環境の変化、技術の進歩等によりこの許可基準を改正し、又は新たに許可基準を定めようとするときは、当該景観保全型広告整備地区内の地権者、事業者及び建物の所有者の意見を聞くものとする。

5 経過措置

(1) この告示の施行の際現に当該景観保全型広告整備地区に条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置している広告物等については、当該許可基準にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

(2) 前号の広告物等について、条例第 3 条第 4 項の規定による許可を受けようとする場合は、条例施行規則第 3 条第 1 項及び条例施行規則第 4 条第 1 項に規定する書類に加え、「既存不適格広告物等に係る是正計画書」（別添様式）を添付するものとする。

別表 1

種類	許 可 基 準
屋 上 広 告 物	<p>(1) 自家用広告物であること。</p> <p>(2) 掲出する建築物と一体的になるようにデザインし、周囲の建築物等とのスカイラインに留意したもので、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 設置した屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと。</p> <p>イ 階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「屋上構造物」という。）の上に設置しないこと。</p> <p>ウ 広告物等の形状が塔状のものでないこと。</p> <p>エ 立方体、直方体、多角柱及び円柱等立体構造の広告物等を屋上の一部に単独で設置しないこと。</p> <p>オ 高さ（脚を有する場合は、当該脚の高さを含む。）が地上からその広告物等を表示し、又は設置する個所までの高さの 5 分の 1 以下、かつ 5 メートル以下で、屋上構造物の高さを超えないものであること。ただし、隣接する建築物等と高さをそろえるなどの配慮がなされている場合は、高さを地上からその広告物等を表示し、又は設置する個所までの高さの 5 分の 1 以下、かつ 10 メートル以下とすることができるものとする。</p> <p>カ 支柱や骨組が道路などから見えないようにすること。</p> <p>キ 地色は建築物外壁と同系色とすること。</p> <p>(3) 屋上が中層部の高さを超えるものである場合には、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク以外表示しないこと。</p>

種類	許可基準
壁面 広 告 物	<p>(1) 自家用広告物又は案内誘導広告物（建築物、施設等への案内又は誘導を目的としたもので、商品名その他宣伝の用に供する表示のないもの。以下同じ。）であること。ただし、短期、臨時的（概ね 15 日）に掲出される広告物については、この限りでない。</p> <p>(2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。</p> <p>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</p> <p>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</p> <p>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えないこと、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。</p> <p>(4) 中層部以上の壁面に表示又は設置する場合は、臨時的に掲出される懸垂幕を除き、チャンネル文字により表示すること。</p> <p>(5) 1 壁面（水平方向からの 1 見付面をいう。）における合計表示面積がその壁面の見付面積の 3 分の 1 以下で、かつ、50 平方メートル以下であること。</p> <p>(6) 同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を 2 個以上設置しないこと。ただし、建物若しくは施設の名称又は案内誘導広告物を除く。</p> <p>(7) 広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと。</p> <p>(8) 建築物の窓又は開口部をふさがないこと。</p> <p>(9) 取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しないこと。</p> <p>(10) 臨時的に掲出される懸垂幕の掲出箇所は、1 建物につき、1 箇所とすること。</p>
突 出 広 告 物	<p>(1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。</p> <p>(2) 中層部以上の高さに設置しないこと。</p> <p>(3) 2 基以上設置する場合は、統一したデザインであること。</p> <p>(4) 1 基当たりの合計表示面積が 20 平方メートル以下で、1 面当たりの表示面積が 10 平方メートル以下であること。</p> <p>(5) 取付壁面からの出幅は、1.2 メートル以下であること。</p> <p>(6) 広告物等を設置する壁面の上下端を超えないものであること。</p> <p>(7) 道路上に突き出す場合は、落雪等の防止策を施したものであること。</p>
地 上 広 告 物	<p>(1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。</p> <p>(2) 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。</p> <p>(3) 2 基以上設置する場合は、統一したデザインであること。</p> <p>(4) 1 建築物につき、2 基以内とすること。ただし、都市再生特別地区内の建築物を除く。</p> <p>(5) 高さが建築物の低層部を超えないものであること。</p> <p>(6) 1 基当たりの合計表示面積が 30 平方メートル以下で、1 面当たりの表示面積が 15 平方メートル以下であること。</p> <p>(7) 都市再生特別地区内においては、1 建築物における合計表示面積が 60 平方メートル以下であること。</p> <p>(8) 道路上に突き出す場合は、落雪等の防止策を施したものであること。</p>

種類	許 可 基 準
柱状広告物・電柱広告物・立看板・ アドバルーン広告	柱状広告物、立看板、電柱広告物及びアドバルーン広告は、認めない。

備 考

- 1 低層部とは、建築物の低層部分で、その高さは建築物の1階から3階までの部分をいう。
- 2 中層部とは、建築物の中層部分で、その高さは建築物の4階から7階までの部分をいう。
- 3 高層部とは、建築物の高層部分で、中層部を超える高さの部分をいう。

別表2

案内誘導広告物は、色彩、デザイン及び表示又は設置の方法等を統一し、当該景観保全型広告整備地区内において、体系的に配置されるものであること。